

## 「香害」の観点から塗料を考える



千葉工業大学 創造工学部 建築学科  
教授 小峯 裕己

近年、香水や、合成洗剤・柔軟剤・入浴剤・防虫剤・化粧品・芳香剤などに含まれる合成香料に起因し、さまざまな健康被害が誘発される現象を言う「香害」という語句を、しばしば目にするようになった。

「香害」は、これらの日用品などに含まれる化学物質から放散される強いにおいが直接的な原因であるが、強いにおいに対する嫌悪、忌避等の感覚的な一過性の被害だけでなく、頭痛や吐き気、全身倦怠感、めまい、発熱、関節痛、食欲不振等の身体的不調や長期間に亘る暴露による『化学物質過敏症』の発症まで多岐に亘っている。

最近の家庭用品等に含まれているマイクロカプセル（接着作用のある化学樹脂に香料や抗菌剤を詰め込んだ粒子）やその芯材である香料や抗菌剤が原因物質であると想定される。日本消費者連合などの7団体で結成された「香害をなくす会」が2019年12月下旬から2020年3月末に実施したアンケート調査に依れば、香害被害があると回答した人の86%が柔軟剤により具合が悪くなったと回答している。香りを長持ちさせる機能を向上させたことが、他の面での問題を作り出してしまった訳である。

行政側でも対策を検討し始めており、独立行政法人・国民生活センターの2020年4月9日付けの報道発表「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供」では、柔軟仕上げ剤のにおいに関する相談情報の概要、市販商品に関するTVOC濃度上昇量、臭気強度の測定結果などを提示している。

においに特化した我が国唯一の学協会である公益社団法人におい・かおり環境協会では、ニオイには、芳しい

香りの「匂い」、臭い匂いの「臭い」、これら両方の意味を持つ中立的な「におい」の3種類があるとしている。においを評価する一般的な方法としては、においの質、種類を意味する臭質とにおいの強さを意味する臭気強度、臭気指数、臭気濃度の両方を用いる必要があり、例えば、『香害』における「におい」は臭いではなく、匂いに近い臭質であるものの、臭気指数が大きすぎると言う表現を用いる。また、必要があれば、そのにおいに対する容認度、快・不快度なども付け加える必要がある。

嘗ては、新築の住宅室内で漂うにおいを新築の家のかおりなどと称して肯定的に捉えていたが、シックハウス症状群が顕在化した以降、今や、新築臭と明記されて否定的なものに変わりつつある。

塗料に関しても塗装直後、乾燥までの養生期間におけるにおいの問題は無視することは出来ないようで、インターネットで検索すると、「無臭ペンキ」「臭いがしない塗料」「においがきつくない塗料」「臭いの少ない塗料」「超低臭型室内用水性塗料」などが表示される。

柔軟仕上げ剤を他山の石として、塗料に関しても、塗装直後のにおいの強さを表示することも検討に値すると考える。その場合には、定量的な表示をするべきであり、臭気のある気体を、無臭の空気希釈し、臭いが感じられなくなった希釈倍数を意味する臭気濃度、臭気濃度の対数を10倍した臭気指数などを用いることが望ましい。嗅覚測定法と呼ばれる被験者の嗅覚によるにおいの強さを測定する方法を用いる必要があり、環境省が管掌する国家資格である臭気判定士が統括・実施する公定法である三点比較式臭袋法を採用するべきであろう。